

## 近世以前の日本における並木の成立と発展

平澤 毅\*

日本における並木は古代に起源を持ち、中央の政権が、旅行者に休息のための木陰、非常時の食料を提供するために果樹を植えたのが始まりとされている。その後、中世の混乱期において並木の制度は衰退し、全国に本格的な並木が出現するのは近世に至ってからのことである。すなわち、江戸開府当初より徳川幕府が街道整備を通じて全国にマツやスギ、エノキを植えたのを契機として、並木は次第に旅路に欠かせない景観となり、ひとつの文化として成長してきたのである。また、吉宗の時代には、隅田川、玉川上水の堤にサクラ並木が園地として整備され、民衆のレクリエーションの先駆けとなった。このように時代とともに発展する近世以前の日本における並木の意義を、文化史、制度史の視点から考察した。

### The Origin and Development of a Row of Trees before Modern Times in JAPAN

Tsuyoshi HIRASAWA\*

The origin of a row of trees in Japan is in ancient times. The political power in that time planted fruit trees for making the shade of trees under which travelers could take a rest and to offer them food. After that, the system of a row of trees once had declined under the disorder in Middle Ages, but before modern times, it was revived and spread to all over the country. The shogunate planted pine trees, Japanese cedars, hackberries and so on in their policy of arranging highways. Then "Namiki", that is a row of trees, had become characteristic landscape and developed as culture. In the day of Yoshimune Tokugawa shogunate, the political power arranged the "Namiki" of Japanese cherry trees as public gardens on the banks of Sumida River and Tamagawa water supply. This two "Namiki"s led the public recreation in Japan. Such as to say, "Namiki" had developed with the times in Japan. This paper is to consider the significance of Japanese "Namiki" through history of culture and system of it before modern times.

#### 1. はじめに

「並木」という言葉は、「庭園」「公園」など、他の緑地施設を示す用語に比べて、格段に理解しやすい。我々は或る緑地施設を見て、それが「庭園」であるとか「公園」であるとか言うことは割合容易にできるであろう。しかし、「庭園とは何か?」とか「公園とは何か?」と聞かれたときには、その本質を簡潔に示すことは難しい。「並木」についてはどう

であろうか? 我々は示されたものについて、「並木」であるか、または「並木」でないかを容易に示すことができる。しかも、「並木とは何か?」という問いに対しても、かなり明解な共通認識を持っているといえるであろう。

すなわち「並木」とは、「道路・水辺・堤防・参道その他境界などに列状に植栽された高木をいい、同一樹種・同形同大のものを等間隔に植栽するものが多い<sup>1)</sup>」と記述して、過不足無く説明されると考えられる。「並木」は、それ自体の持つ明解な形態によって、ほとんど指示し得るものなのである。また、「並木」は、道路や河川、或いは敷地の境界線に沿って植えられたり、その規模も複数の共同体の活動空間に

\* 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部研究員  
Researcher, Division of the HEIJO PALACE Sites  
Investigation,  
Nara National Cultural Properties Research Institute  
原稿受理 1995年12月19日

わたることが多く、道路交通の快適性を図ることや道路の情趣を向上させることなどを目的にしている。そして「並木」は「並木」単独で存在するものではなく、或る施設体系全体の中で機能するものであり、もともとその本質に不特定多数の人々に共有されるという性格を含むものであるとすることができる。

本稿はこのような「並木」が日本においていかに成立し、また、近世においていかに発展したかについて、その文化・制度などの変遷を通して考察するものである。

## 2. 古代の並木と街路樹

滋賀県大津市の穴太遺跡<sup>あのを</sup>の発掘成果によると、6世紀末から7世紀初頭の遺構から建物の周りにモモを列植した遺構が発見されている<sup>2)</sup>。その目的などについては、現在、研究途上である。しかし、日本においてすでにこの頃より樹木を列状に植栽する考え方があったことは確かなことであろう。その起源は明らかでないにしても、これは桃源郷の例を考えてみると理解しやすい。すなわち、モモという樹木が魔除けの力を持つことを利用して、外の世界の害が内に及ばぬよう、これを列状に植栽することによって遮断するためと考えることができる。ここにあるモモの並木は、内と外との性格を明確に分ける「境界線」の役割を果たす装置として、設置されたものであろう。1本のモモの木の樹冠の大きさは限られているので、これを使って同じ魔除けの力を保持するためには同じものを並べるより他はない。そこで、モモの向こう側とこちら側を分けるために横に並べて植えることになるのである。2本並べてもなお必要な長さに足りなければ、またその横に追加してモモを植える。こうして、建物周りの境界線として、同一樹種の列状植栽が形成されたものと捉えることができる。

### 2-1 並木の成立

一方、文献史料から見ると、一般に私たちが思う「並木」は、道路制度の発達に伴って成立した様子<sup>3)</sup>がうかがわれる。はじめ、離れた地域間を結ぶ道は、人々が通るに従ってできた、いわば自然発生的なものであったが、律令が国家の政策の基礎となると、制度をより確実に実行して行くために、全国交通網の整備が不可欠となったのである。このため、畿内七道が開かれるが、その需要が高くなるに連れて、安全な旅程を確保するために道路の整備も制度として行われるようになったのである。

この道路整備との関わりで、当時の並木の事情を『類聚三代格』巻七<sup>3)</sup>にみると、天平宝字3年(759)に東大寺の普照法師の奏上によって「應畿内七道諸國驛路兩遍種菓樹事」と、畿内七道の駅路の両側に「菓樹」を植える事が規定されているのが見られる。ここではまだ「並木」とは言われていないが、この奏上の理由として、道路は百姓の往来が絶えないものなので、夏は日影で休むことができ、飢えればその実を食べることができる果樹を道路の両側に植えて欲しい、と記されている。これを形態上から見ると、並木というものの持つ機能が先行したものではなく、道路に設置すべき施設として適当な果樹を道路に沿って連続して植えた結果、同一もしくは用途上同種の樹種による列状の植栽が形成されたものと考えられる。一般にこれが日本における「並木」の始まりであるとされている。

同じ『類聚三代格』巻十九には、「一應禁制斫損水邊山林事」とともに、弘仁12年(821)に、

一應禁制斫損路邊樹木事

右同前解備、道邊之木、夏垂蔭爲休息處、秋結實民得食焉、

而或頑民徒致伐損去來之輩並失便宜、望請特加禁制莫令更然者依請、

以前右大臣宣、奉勅如件、諸國宜准此、

弘仁十二年四月廿一日<sup>3)</sup>

とある。「道邊之木」とは、おそらく今日我々が思う並木ほど密に樹木が並べられたものではないと考えられるが、それでも、道に沿って植栽した樹木のメンテナンスに苦勞していた様子<sup>4)</sup>がうかがわれる。『政治要略』によれば、9世紀の初めから10世紀の中ごろまで、クワやウルシの木を植えるよう指示したり、その植えつけ状況を確認していたのがうかがわれる<sup>4)</sup>。先に示した「菓樹」とは、主にクワの樹であったのだろう。また、『延喜式』巻五十雜式には、「凡諸國驛路邊植菓樹。令往還人休息。若無水處。量便掘井。』<sup>5)</sup>とあって、道路に沿って休息のために果樹を植えることと井戸を掘ることが同時に規定されており、路傍の植栽樹木が旅程を支える重要な施設のひとつであったことがうかがわれる。

このように、沿道の樹木は、当時まだ整備の行き届いていなかった道路の旅を少しでも快適にするために、時の政権の指示によって導入された制度であった。しかし、これが実際にどれほどの機能を果たしていたのかについては疑問が残るところである。そして、この並木の制度自体も、平安時代半ば以降、

律令制の崩壊とともに廃れたのである。

### 2-2 都城における街路樹

中国の都城制に倣って奈良に開かれた平城京では、奈良朝の代表的な歌集である『万葉集』の巻十九に大伴家持が詠んだ、「春の日に張れる柳を取り持ちて見れば京の大路おもほゆ」<sup>6)</sup>という歌などによって、大路にヤナギの街路樹があったと考えられている。

平城京の発掘調査によると、左京三条二坊八坪と二条二坊五坪の間を通る二条大路から、天平8年(736)頃に京内の広い範囲から槐(エンジュ)花を進上したことがうかがわれる木簡が発見されている(Fig.1<sup>7)</sup>)。エンジュの花は染料や漢方薬の原料として使われていたと考えられているが、同様に進上されている鷹の餌となる鼠や土木工事用の礫や白土などを含めて、いずれも京内で比較的容易に調達できたものであると考えられている。エンジュは唐の長安城にも植えられていたもので、平城京においても、ヤナギと同様に街路樹として都に一般的にあったものであろう<sup>8)</sup>。

平安京にあっては、『古今和歌集』巻一に「花ざかりに京をみやりてよめる」と題して、「見渡せば

柳桜をこきませて宮ごぞ春の錦なりける」<sup>9)</sup>と歌われ、街路樹のヤナギに交じってサクラも植えられていた様子をうかがわせる。この他、当時の都には、ニレやタチバナ、ツバキの並木もあったものと考えられている<sup>10)</sup>。

植樹や管理については、『延喜式』巻四十二(延長5年;928)、左右京職に、「凡道路邊樹。當司當家植栽之。」<sup>11)</sup>と、京内の道路辺の路傍樹はその道路に面した官衙や住居によって植えるよう指示がある。

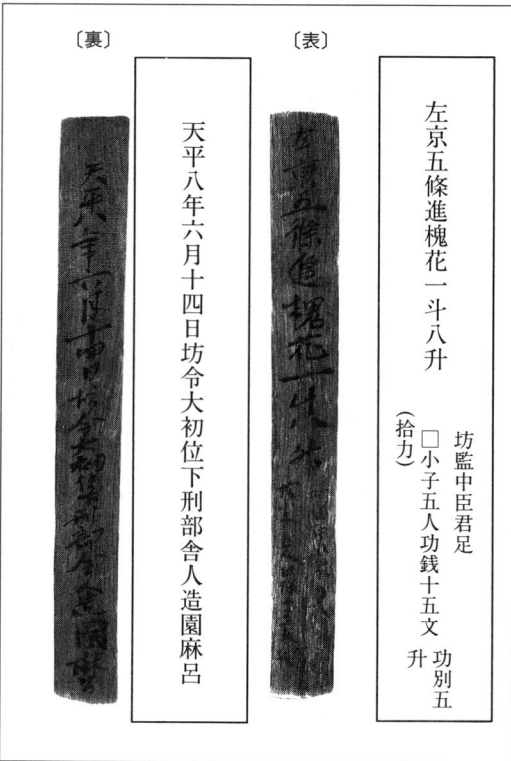
同じ左右京職には、「凡神泉苑廻地十町内。令京識栽柳。町別七株」<sup>11)</sup>ともある。神泉苑とは、平安宮より程近い二条と三条の間であって、天皇公家の宴遊の場として、詩賦や狩猟などの行事がしきりに行われたところで、自然の地形を生かして作られた広大な園地である。また、そこは同時に水に関する宗教的霊場としても重視された。

『真俗交談記』(建久2年;1191)によると、ヤナギは「龍縁木」であり、水をもたらし水龍を神泉苑に留まらせるためのものだと伝えられている<sup>12)</sup>。すなわち、ヤナギは水と縁深い樹木であることから、豊かな園池の保水のために必要であると考えられていたのである。同じ境界を為すものであっても、前述の穴太遺跡におけるモモ列植の考察と比べて、神泉苑を取り囲むヤナギの列植は、樹木を持つ象徴的な力によって内に存在する良いものが外に洩れるのを防ぐという点で、逆方向の働きをしていると捉えることができる。ただし、いずれにしても象徴的な力を持つ樹木の列状植栽を境にして空間を分けるという点では共通しているものである。

以上のように、日本の並木は古代に成立したものであるが、これはその設置経緯の点で、後代のものと若干の相違があることがうかがえる。

道路制度の発展に付随した並木の始まりは、旅程の安全性・快適性を確保するため、道なりに実用樹を植え並べたものであった。また、都城においては、みやこの情趣・美観を向上させていた樹木や、生活の実用のために植えられた樹木が、街路に沿って列状の植栽を作ったり、敷地に沿って特別な境界を設けるために同一樹種を植え並べられたりしたものが、結果として並木を形成したのと考えられる。

すなわち、初期の並木は「並木」の形成を初めから企図したものではなく、樹木一本一本の持つ実用的、あるいは象徴的な機能に着目して大量に植えたものが列状の植栽を形成したものであったと考えられる。おそらく、並木全体を一体のものとして扱お



出典) 奈良国立文化財研究所所蔵。釈文は参考文献7)による。

Fig.1 エンジュの花の進上を記した木簡

うとするマクロの視点は、まだ発達していなかったものであろう。

### 3. 近世における街道並木の発展

#### 3-1 中世から戦国末期までの並木

源頼朝が建久3年(1192)、鎌倉に幕府を開くと、全国交通網の枢軸は関東に移り、道路は新たに整備された。この後、仁治元年(1240)、北条泰時によって、三河国に道標としてヤナギが植えられたことが伝えられているが、中世における並木の様子はよく知られていない。また、古代に成立した並木がどのようになったのかについても詳らかでない。『東關紀行』(仁治3年成立か?)に、「茂れるさき原の中に。あまた踏分けたる道ありて。行末もまよひぬべきに。古武蔵の前司(=北条泰時)道のたよりの輩に仰せて。植をかれたる柳も。いまだ陰とたのむまではなけれども。かつかつまづ道しるべとなれるも哀れなりけり。」<sup>13)</sup>などあることをみると、わずかな期間で泰時の植えたヤナギの並木は衰え著しく、管理も行き届いていない様子をうかがわせる。その後、康正2年(1456)に上杉憲房が現在の埼玉県深谷を居城とした際に、行人の便宜と戦時の際の防衛のためとしてマツ、スギ、ケヤキなどを植えたことなどが伝えられている。しかし、おそらくは、応仁元年(1467)より起こる大乱以後、全国的混迷の時代を迎え、それまで植えられた路傍の樹木は並木たるべきものではなくっていったであろう。

路傍の並木が再び歴史の表舞台に顔を出すのは、漸く戦国末期になってからのことである。『信長公記』巻八に「御分国道作り仰せ付けられし事」として、「江川には舟橋を仰せ付けられ、嶮路を平らげ、石を退けて大道とし、道の広さ三間に、中路辺の左右に、松と柳を植え置き、所々の老若罷り出で、水を躑ぎ、微塵を払ひ、掃除を致し候べき。」<sup>14)</sup>とあるように、織田信長が天正2年(1574)に東海・東山両道の道橋修築とともに、道路の両脇にマツ・ヤナギを植えさせたことが伝えられている。また、同13年には、上杉謙信が領内の道路脇に、マツ・カシワ・エノキ・ウルシなどを並木として植えていることや、文禄元年(1592)に豊臣秀吉が九州に赴く途中里程標としてクロマツを植えたこと、などが知られている。この他、慶長年間の早い時期に前田利長、加藤清正も領内の街道にマツ・スギを並木として街道の整備をしている。名を成した戦国大名が整備していたことを考えると、この時期に全国で整備され始めた並

木は、領内の交通支配に重要な役割を果たしていたのではないかと思われる。

#### 3-2 徳川幕府による街道並木の整備

古くからの街道並木としては、一般に、日光のスギ並木、箱根のスギ並木などが有名であるが、このような並木の全国的普及は、慶長8年(1603)、徳川家康が江戸に幕府を開いてからのことである。江戸時代、路傍の植栽には、一里塚と往還並木の二つの形態が存在したが、一里塚については既に開府の翌年、慶長9年に設置を命じている。すなわち、「(慶長九年二月四日)右大将殿の命として。諸國街道一里ごとに塚(世に一里塚といふ)を築がしめられ。街道の左右に松を植えしめらる。東海中山両道は永井彌右衛門白元。(中略)其外公料は代官。私領は領主沙汰し。五月に至て成功す。」<sup>15)</sup>とあって、早くから街道の整備に並木が導入されていた様子をうかがわせる。一里塚とは一般に、塚を築いて、その崩壊防止と目印のために高木を植えたものであって、その名のとおり、街道に沿って設置された里程標である。『東照宮殿御実紀』には、前文に続けて、「世に傳ふる所は。昔より諸國の里數定制ありといへども。國々に異動多かりしが。近世織田右府領國の内に塚を築ぎ。三十六町を以て一里とさだむ。豊臣太閤諸國を檢地せしめ。三十六町にさだめ。一里毎に塚をきづかしむ。此時又改て江戸日本橋を道標の始に定め。七道に塚を築かれしとぞ。其時大久保石見守に。塚樹にはよい木を用ひよと仰ありしを。長安承り誤りて榎木を植しがいまのこれりとぞ。」<sup>15)</sup>とあって、一里塚にはエノキを植えるのが慣例とされていたのである。

このあたりの具体的な事情については、天保末年の一里塚の状態が記されている『宿付大概帳』に詳しい。大概帳は宿を中心に記述しているために、江戸御府内に設置されたものなどは出ていないが、大体のことは知り得るものである。これによると、一里塚の内、樹木が植えられていたものは85%、樹種についてはエノキが55%、マツが27%、スギが8%で、この3樹種の累計は90%であるから、採用された樹種がかなり統一されていたことがうかがわれる。他にも、サクラ、クリ、ケヤキ、ムク、ヒノキ、カシなどが植えられていた<sup>16)</sup>。一里塚を制度化した当初に植栽されたのが基本的にエノキであったとすると、これは、おそらく、立枯れや風折れなどによって、植え換えなければならなかったときに、街道の並木によく用いられていたマツやスギ、あるいは春

には一段と目立つサクラなどに変えたものであろう。

道路の整備の一環として、一里塚にエノキ、並木にマツを用いた (Fig.2<sup>17)</sup>、グラビア1頁) のは、樹木を街道のインフラストラクチャーとして捉えていたからと思われる。一里塚のエノキについては、秀吉だけではなく、家康、秀忠、家光などが「余の木を植えよ」などと言ったのを家臣が間違えたのだとする諸説があるが、エノキは根付きがよく大木になって目立つことから、一里塚を支え、道標に適していたと考えるのが妥当であろう。また、街道の並木に古代や中世でよく用いられた果樹や落葉樹を用いなかったのは、果樹はその植栽の目的からしてもともと傷み易いためメンテナンスが難しく、落葉樹は街道の機能の恒常性を損なうものであったからと考えられる。

こうした沿道の並木は、設置されたのみならず、その管理についても、早くから着手された。すなわち、『台徳院殿御実紀』巻五には、「(慶長十二年三月)十九日道路の制を令せらる。堤と河辺との間に牛馬を放ちかふべからず。道の外をみだりに往還すべからず。樹木接木等に差さわるべからず。此令にそむくものは。曲事たるべしとなり。』<sup>18)</sup>とあって、徹底した管理の姿勢がうかがわれる。

『徳川禁令考』巻五十九によれば、延宝7年(1679)、「並木の松ニきれ候所数多有之由ニ候間早々手代遣之為致見分相応之松木植候様ニ可被申候」<sup>19)</sup>云々とあって、マツ並木の切れた所がある場合は代官所に申し出て、同様のマツあるいは小振りの成木を植えることや、並木のマツが荒廃しないように常に心掛けるようにとされている。ここではさらに、「街道の左右に松を植えしめらる」と言っていたものが、この頃には、「並木」というひとつのまとまったものとして認識されていたことが分かる。

享保11年(1726)の『新田検地条目』では、「往還並木有之場所田畑陰引可為見計事」<sup>20)</sup>として、並木の陰によって街道沿いに農地を持つものの不利益を是正するために、田畑年貢の木陰引きを容認したりして、並木管理が先行することへの対策も講じられている。

宝暦12年(1762)6月には、五街道全般について一貫した並木管理の規定を明文化して定めている<sup>21)</sup>。この中で幕府は、道幅を整え、並木敷地には小土手を築き、さらに田畑が割り込んで込まないように定杭を建てることを規定しているほか、枯れたり、風

で折れたり、根返りをしたものについては早々に苗木を植え継ぐこととし、御料は御代官、私領は地頭によって、宿場ならびに間の村々に徹底することとした。

しかしながら、街道並木の管理は一筋縄ではいかず、江戸時代を通して取り締まり令がしばしば出された。特に文政4年(1821)には、寛政改革の一環として出された令の実行性を反省し、幕府は態度を強く構え、法令を徹底させた。この新しい政策・制度に対しては、問合せなどがたびたびあり、『五街道取締書物類寄』二拾之帳<sup>22)</sup>には、文政5年から文政8年の間の並木敷に関する問合せ、触書、下達などが詳しく見られる。これによると、現地での調査・報告を通して、個別の指示を与える対応をしていたのが分かる。具体的には、往来の旅人によって踏み荒らされたり、折られたりして、並木の根付きが悪かったりする所には制札を立てさせたり、立枯木の跡を田畑にしてしまったり、並木敷地の定杭も紛失のまま放置されている場所などについては元に戻すようにさせたりしていた。並木敷地の修復を指示したにもかかわらず、管理をなおざりにしていた宿村には、再度申し付けたりするなど、その指導には徹底した姿勢がうかがわれる。

また、街道の道幅は大体三、四間、並木敷地は九尺として、道幅、並木敷地の狭いところについては、極力この規格を守るよう指示していたようであるが、街道に隣接する田畑や用水との兼ね合いで新規築造ができない場所などについては、具体的な理由・問合せに基づいて、きめの細かい対応をしていた。

このように、沿道の樹木植栽の整備・管理体制は、江戸時代に質・実ともに確立するに至ったのである。

昭和13年(1938)に公園緑地協会が行った「全国路傍樹調査」<sup>23)</sup>などを参考に、近世における並木植栽の目的・機能を挙げるとだいたい次のようになる。

- ①行人の便——参勤交代、或いは一般の旅行者のために日陰を作るなど
- ②記念——戦勝、道路開通などを記念して
- ③軍略上の目的——有事に際し、並木を切り倒して道路を遮断するなど
- ④サイン——遠くから神社参道などを認めるためのサイン
- ⑤道しるべ——神社参詣者を境外参道から境内参道へ導くもの、雪国における冬季の道しるべなど
- ⑥道路の境界指示

- ⑦防風——冬季の神社参詣者のためなど
- ⑧防雪——冬季の神社参詣者のためなど
- ⑨防火
- ⑩土手の保護
- ⑪参勤交代時の防備
- ⑫街道・参道の風致向上
- ⑬用材——改築や造船などのため
- ⑭採油

並木の樹種については、マツ、スギが多くを占めたが、その他に、カシワ、エノキ、ウルシ、モミ、ヤナギ、ハゼ、ツキ、ツガ、ヒノキ、ハン、サクラ、カエデ、タンなどが用いられたとされている<sup>24)</sup>。

並木は、近世、特に江戸時代に至って、多様な樹種、多様な機能を備えるものとなったのである。

#### 4. 並木のレクリエーション利用

以上のように、並木の整備が全国で一般化する中で、道路の単なる付属物の枠を越えて整備されるものも登場してきた。

徳川中興の祖、八代将軍吉宗が幕都江戸の周辺に園地を開いて、花見のレクリエーションに寄与したことはよく知られている。中でも、隅田川と玉川上水の堤上のサクラ並木は近代に至ってもなお、東京の花の名所として、春が来るごとに人々を楽しませてきた。

文政10年(1847)に刊行された『江戸名所花暦』は「桜」の項目に(下線部引用者)、隅田川堤(立春より)七十日メ頃 隅田村墨田川は江都第一の花の名所にして、此花は享保の頃、依台命植し処のものにして、今も枝を折ることを禁るは、諸人のしる所なり。<sup>25)</sup>

金井橋(立春より)七十日メ 玉川上水の堤。この桜は元文年間、依台命和州よし野山および常州桜川の種を栽させられけるか、いまは何れも大樹となりて、開花のとき金橋のうへよりは是を望は、岸を挾桜、ひん紛として前後尽るところをしらす。<sup>26)</sup>

と、この二つのサクラの名所の成立が吉宗の意向によるものと伝え、将軍を辞してから約百年後の当時においてもなお、益々その隆盛をきわめていた様子がうかがわれる。

このように、並木の手法はレクリエーション利用を目的とした整備も利用されるようになったのである。

##### 4-1 隅田堤のサクラ並木

サクラの名所としての隅田堤の起源については、

『隅田村名主坂田家書上』に、

享保二酉年五月徳川家八代将軍有徳院殿代隅田川御殿御庭へ赤松・躑躅・桜其他御植付之砌、御見通御慰薄キ故、木母寺門前より寺島村内橋場渡船場上り場迄、大堤左右へ桜百本御植付相成り候<sup>27)</sup>とあり、これを『東京市史稿遊園篇』は「隅田堤ノ櫻花ハ、享保二年五月木母寺門前ヨリ寺島村上場ニ至ル大堤左右ニ百株ヲ栽エタルヲ始トシ、其後屢栽足シタル者トス」と享保2年(1717)に吉宗がサクラを堤に植えたのが初めてであるとしている。これに対し、現在の墨田区、長命寺の北側にある「墨堤植桜之碑(明治20年;1887、榎本武揚筆)」によると、「嚴有公擇櫻種於常州桜川植之隄上蓋借樂之遠慮而植櫻之權輿也享保十一年有徳公又栽一百株於隄上及渡口古道<sup>28)</sup>とあって、隅田堤のサクラは四代将軍家綱の時に常州桜川のサクラを植えさせたのが初めてであるとしている。『東京市史稿』や『江戸名所花暦』が家綱のサクラ植栽を挙げていないのは、おそらく、後にサクラ堤として江戸第一の名所のひとつとなったのは、吉宗の功績が非常に大きかったと感じたからであろう。

名所としての隅田堤サクラ並木植栽の契機が、上にあるとおり、吉宗が隅田川御殿の庭にアカマツ、ツツジ・サクラ等を植えた際、単にその背景が少し寂しいということで、隅田堤にサクラを並木に植えたというものであるならば、それはまったく個人的な趣味によるもののように思われる。しかし、その後、享保11年(1726)には、モモ・ヤナギ・サクラを合わせて150本を植え足し、その管理を取締役松下伊賀守が名主坂田弥次右衛門に指示して、「定一、此桃柳櫻御用木ニ候間枝折又は抜取不可者也」という制札を6カ所に立てさせたことを考えると、単なる個人趣味に終始していないことが分かる。天保年間に成稿した『江戸名所図会』巻七、「隅田堤春景」には、「隅田村名主坂田家書上」の記述を支持するように制札が描かれていて(次頁 Fig.3<sup>29)</sup>)、制札に対する一般の認識も高かったことがうかがわれ、官設であったことは周知のことであったと考えられる。この官設のサクラ並木の管理体制については、弥次右衛門が「手入れ方根廻り四季掃除見廻り番人賃肥代」として「四両永百拾壹文三分」を受けることになり、以後この管理に当たるものも同様であった。これは、すなわち、官営の園地としての管理のあり方を明確にしたものであり、非常に簡素な体制であるが、並木の園地を今日の公園のようにして整備し



ていたのがうかがわれる。

後になって、長命寺の碑が「寛政以降世運極盛園郷之農以種樹爲業故其工浸資民力」<sup>28)</sup>というように、花時に人がたくさん集まるようになったので百姓が茶店を出して生業を営むようになり、これに見張番も兼ねさせて、寛政5年(1793)になって管理料は「貳両二分永貳百文」に減らされたが、以後この管理のための給付は幕末の慶応3年(1867)まで続いたのである。

#### 4-2 小金井のサクラ

玉川上水堤への並木植栽は、既に寛文10年(1670)に、玉川水道を三間に拡張した際に、南側は喜多村彦兵衛、北側は奈良屋市右衛門が管理を担当し、自己負担によって両土手にマツ・スギの苗木を玉川水元羽村から代々木千駄ヶ谷村まで13里にわたって植えている。これはその後、元禄6年(1693)に神田上水道奉行支配となるが、その頃には成木となって残っていた。明和8年(1771)、『千川文書』<sup>30)</sup>の記録によると、上水の並木はマツ、スギ、エノキ、ナラ、クヌギなどで、総本数は11,838本であった。これらの並木の内には既に大木となって、たくさんの葉を落として上水の支障になるというので、享保、明和の頃に、幾たびか伐採され、その都度、伐採後にマツの苗木を植えて並木を更新させたりして、丁寧な管理がなされている。

文化7年(1810)に建てられた「小金井櫻樹碑」<sup>31)</sup>

(小金井市海岸寺に現存)によると、小金井桜と呼ばれるものの始まりは、元文2年(1737)に朝命を受けて、川崎平右衛門定孝が、芳野ほか諸国のサクラを取り寄せて、玉川沿い小金井橋の上下兩岸に植樹したものとされる。それ以前にも小金井には千本桜と呼ばれる古木の群があったようであるが、観花する人もなく惜しいものだという状態だったようである。

玉川上水の堤にサクラを植栽したのが、隅田堤の植栽と同様、吉宗直々の意向によると伝える筋もあるが、実際にこの発案に至った平右衛門は、武蔵野新田開発の功労者であり、幕府の役人ではなく農民出身の名主であった。彼は元文4年に武蔵野新田の世話役に任命されるが、玉川上水へのサクラ植樹はそれ以前のことであった。その目的としては、川崎平右衛門の事蹟を著した『高翁家録』に、「上水堀添道手之山方五日市辺より之江戸道ニ付、凡二里之間上水堀桜並木桜相仕立申候、是ハ差向人出有之、新田賑之為植付申候、」<sup>32)</sup>云々とあって、人を集めるためだとしている。これについては、享保20年(1735)に吉宗が中野に桃園を作ったときにも「花おほく咲なば人もあつまり。をのづから土民のたすけともなるべし」<sup>33)</sup>として、特にその管理をする農民には税制上の優遇措置をとり、モモの植栽・管理を地元農民が行うよう推奨している。このように武蔵野に人を集めるのは、開発新田村の発展が必要であったからであった。



Fig.3 隅田川堤サクラ並木の園地利用(長谷川雪旦画、江戸名所図会「隅田川堤春景」)

当時、武蔵野新田の開発は移入農民の手による畑作中心のもので、肥料は干鰯や油粕を江戸の町人から買ったりしていた。享保7年、幕府が新田開発令を出す際に、日本橋に高札を出して新田開発を奨励したのは、その開発資本を江戸の町人に期待していた事であると考えられている<sup>34)</sup>。中野や小金井は当時発展著しかった江戸地廻り経済の重要なルートにあって、享保年間後期、成績の芳しくなかった新田開発事業の復活を目指す一環として、植樹による園地化によって人々を集め、この地域を活性化するという構想を川崎は抱いていたに違いない。

この他にも、「小金井櫻樹碑」には、土手崩壊防止とサクラの解毒作用を挙げ、「春随艶陽、悦往來目、夏障炎光、使行旅憩」として、春は花の美しさが人を喜ばせ、夏は木陰が旅人を助けることを記している。すなわち、地域住民の手によって植えられた小金井堤のサクラ並木は、街道沿いの並木として木陰をつくるという一般的な機能ばかりでなく、①上水の解毒、②土手の崩壊防止、③人を集めることによる地域の活性化、などを目的として、複合的機能を備えたものであった。

小金井堤が東都随一のサクラの名所として有名になるのは、文化・文政期(1804～29)になってからで、この頃には五日市街道の往來もより一層賑わうようになって、本格的にその機能を発揮するようになる(Fig.4<sup>35)</sup>、グラビア1頁)。広重の「小金井夕照」には、「照渡す夕日のあしも人あしも はなにはとめる千々の小かね井 不尽亭」とあって、一日の終わりに帰り急ぐ人々が、しばし足を止めずにはいられないほど、並木の花が見事であったことがうかがわれる。

このように見事なサクラ並木も、長く親しまれるうちに枯損木が多く見られるようになったことから、嘉永3年(1850)にはサクラの植換えも行われ、これに尽力した田無村名主半兵衛は「桜樹接種記碑」<sup>36)</sup>を建てた。この成功は以後、武蔵野における旧記の作成を促し、近世村落における郷土意識をもたらした<sup>37)</sup>。玉川上水堤に整備された美しいサクラ並木の園地は、地域文化の重要なメルクマールのひとつとまでなったのである。

## 5. おわりに

並木は、公的な道路の発生と同時に、中央の制度の履行に必要な道路整備の一環として、公的な往來の快適さを確保するために導入されたものである。



Fig.5 玉川上水堤のサクラ並木の現況(小金井公園付近)

その後、中世の混乱期にいったん衰退するが、徳川家康による全国の統一の支配が達成され、太平の世に至って、一貫した整備・管理手法が確立され、その植栽目的の多様化とともに全国的に普及・発展していった。

また、江戸時代中期には、隅田堤において街道並木整備・管理の手法を援用し、玉川上水の堤では複合的利用を図るとともに民間の手による植栽の普及に貢献したことによって、並木植栽は公的な園地整備の技術的基礎としても重要な役割を果たしたものと考えられる。

現在、文化財保護法によって、並木街道として「日光杉並木街道 附 並木寄進碑」が特別史跡・特別天然記念物に、「箱根旧街道」が史跡に指定されているほか、東京の西ヶ原一里塚など全国に現存する一里塚のいくつかが史跡に指定され、その保護が図られている。

玉川上水堤に現存するヤマザクラの並木は、大正13年(1924)に国の名勝に指定されて以来、現在に至っているが、並木樹木の老木化に加え、周辺の開発や上水両側の自動車交通、ヤマザクラ以外の樹種の侵入などによって、本来のサクラ並木は活力を失いつつある(Fig.5)。これに対し、東京都教育委員会は平成5年度に毎木調査などの現況調査を行い、「名勝小金井(サクラ)」の保全対策を検討している<sup>38)</sup>。この中で、東京都は保全目標を、上水の流れと樹木・緑草がサクラの生育とバランスよく存在する並木形態としている。サクラ並木の構成種としては玉川上水堤サクラ並木本来の種であるヤマザクラを中心として、名勝元来の姿と今日的整備の両立を図ろうとしている。

このように、往還並木など、植物の在り方が主な対象となっている史跡・名勝は、貴重な国民的財産として、また、地域の生きた緑地施設として、両面



からの保全が必要である。この重要性を公共に十分認識してもらうためにも、整備・管理の上で、今後、このような史跡、名勝の整備と地域の緑地政策との連携はますます欠かせないであろう。

#### 参考文献

- 1) 東京農業大学農学部造園学科造園用語辞典編集委員会『造園用語辞典』P.391、彰国社、1985年
- 2) 『近江の原始・古代—最近の発掘から—』P.10、滋賀県文化財保護協会、1983年
- 3) 黒板勝美編『新訂増補国史大系 第二十五巻 類聚三代格・弘仁格抄』P.298、吉川弘文館、1936年
- 4) 黒板勝美編『新訂増補国史大系〈普及版〉政事要略 中篇』pp.513~517、吉川弘文館、1981年
- 5) 黒板勝美編『新訂増補国史大系〈普及版〉延喜式 後篇』P.995、吉川弘文館、1981年
- 6) 佐佐木信綱編『新訂新訓万葉集 下巻』P.265、岩波文庫、1954年
- 7) 『平城宮発掘調査出土木簡概報(二十二) —二条大路木簡—』P.10、奈良国立文化財研究所、1990年
- 8) 東野治之「二条大路木簡の槐花—街路樹との関連から—」中山修一先生喜寿記念会編『長岡京古文化論叢II』pp.155~163所収、三星出版、1992年
- 9) 佐伯梅友校注『古今和歌集』P.34、岩波文庫、1981年
- 10) 清水宣平「上代の並木について」『林泉』第九六号、pp.267~272、1942年
- 11) 文献5)、P.921
- 12) 塙保己一編『群書類従・第二十八輯 雑部』、pp.35~45、續群書類従完成会、1933年
- 13) 『群書類従第拾壱輯』pp.1005~1021所収、P.1010、経済雑誌社、1899年
- 14) 桑田忠親校訂『戦国史料叢書2 信長公記(全)』P.164、人物往来社、1965年
- 15) 黒板勝美編『新訂増補国史大系 第三十八巻 徳川実紀 第一篇』P.104、吉川弘文館、1964年
- 16) 児玉幾多「一里塚」『近世交通史の研究』pp.435~440所収、筑摩書房、1993年
- 17) 手島選三郎編『広重画「東海道五十三次」』共同通信社出版局、1977年
- 18) 文献15)、P.430
- 19) 『徳川禁令考 第六帙』P.475、司法省、1883年
- 20) 文献19)、P.470
- 21) 河合喜代治「『東海道往還並木』資料」『公園緑地』第三巻第七号「路傍樹特輯號」pp.35~40所収、公園緑地協会、1939年7月
- 22) 児玉幾多校訂『近世交通史料集2 五街道取締書物類寄 下』pp.121~137、吉川弘文館、1968年
- 23) 公園緑地編集部「全国路傍樹調査一覽」『公園緑地』第三巻第八号、「路傍樹特輯號II」pp.6~64所収、公園緑地協会、1939年8月
- 24) 丸山雍成「近世の交通と管理」『体系日本史叢書24 交通史』pp.105~148所収、山川出版社、1970年
- 25) 今井金吾校注『江戸名所花暦(岡本鳥)』P.27、八坂書房、1973年
- 26) 文献25)、P.47
- 27) 『東京市史稿 遊園篇 第一』pp.876~877、東京市役所、1929年
- 28) 『墨田区文化財調査報告書9 漢文の石碑(2)』P.19、墨田区教育委員会社会教育課、1989年
- 29) 原田幹校訂『江戸名所圖會 下』pp.1996~1997、人物往来社、1967年
- 30) 『東京市史稿 水道篇 第一』pp.356~357、東京市役所、1919年
- 31) 文献30)、pp.370~371
- 32) 『小金井市誌3 資料編』P.86、小金井市誌編さん委員会、1970年
- 33) 黒板勝美編『新訂増補国史大系 第四十六巻 徳川実紀 第九篇』P.303、吉川弘文館、1966年
- 34) 大石慎三郎『享保改革の経済政策』お茶の水書房、1961年
- 35) 日本アート・センター編『名物揃物浮世絵10、広重1』ぎょうせい、1991年
- 36) 『田無市史 第一巻 中世・近世史料編』pp.657~658、田無市史編さん委員会、1991年
- 37) 岩橋清美『近世後期における歴史意識の形成過程—武蔵国多摩郡を中心として—』関東近世史研究 第34号 pp.8~34、1993年
- 38) 『名勝 小金井(サクラ)現況調査報告書』東京都教育庁生涯学習部文化課、1995年3月